

死亡届に伴う手続き一覧

詳しくは各窓口へお問い合わせください。

大船渡市役所 TEL : 0192-27-3111

チェック	亡くなられた方	内容	担当課 (窓口)	問合せ先 (内線番号)
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	印鑑登録証の返納が必要です。 はさみを入れるなどして処分していただいても結構です。		
<input type="checkbox"/>	マイナンバー（個人番号） カードの交付を受けている方	死亡後の各手続きでマイナンバーを使用する場合がありますので、しばらくの間保管してください。不要になりましたら返納してください。	市民環境課 1～5番窓口	122 123
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードの交付を受けている方	返納が必要です。		
<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用者	承継の手続きが必要です。		市民環境課 4番窓口
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	届出が必要です。		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の加入者	葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。	国保医療課 6番窓口	142
<input type="checkbox"/>	介護保険の加入者	介護保険被保険者証等の返納が必要です。 高額介護サービス費の支給に係る手続きが必要です。		143
<input type="checkbox"/>	年金加入者・受給者	未支給年金や死亡一時金等の請求手続きがあります。 ※遺族厚生年金は年金事務所、共済年金はそれぞれの共済組合で手続きしてください。		144
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の加入者	葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。 高額療養費の支給に係る手続きが必要です。		148
<input type="checkbox"/>	医療費助成の受給者	受給資格喪失及び振込先変更の届出が必要です。	国保医療課 7番窓口	145 146
<input type="checkbox"/>	市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付されている方	未納がある場合、窓口で相談願います。市税等に過納分が発生した場合の還付先口座の届出が必要です。	税務課 8番窓口	157 158 161
<input type="checkbox"/>	原付(125cc以下のバイク等)・小型特殊自動車の所有者	名義変更の手続きが必要です。	税務課 9番窓口	153 154
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有者、納税管理人、相続人代表者	届出等が必要です。	税務課 10番窓口	140 156
<input type="checkbox"/>	水道の使用者	届出が必要です。	水道課 (1階)	174
<input type="checkbox"/>	給水装置の所有者			175 202
<input type="checkbox"/>	下水道・漁排の受益者負担金等を納入中の方	届出が必要です。	下水道課 (1階)	197
<input type="checkbox"/>	障害者手帳等の交付者	手帳や受給者証の返納が必要です。	地域福祉課 (1階)	184
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等の受給者	手当喪失の手続きが必要です。		186
<input type="checkbox"/>	生活保護を受けている方	生活保護廃止等の手続きが必要です。		185
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者または対象児童	受給者変更等の手続きが必要です。	こども家庭センター (1階)	193 195
<input type="checkbox"/>	保育所等を利用している方	変更手続きが必要です。		192 195
<input type="checkbox"/>	農業者年金の受給者・加入者	死亡届が必要です。（提出先は最寄りのJ A各支店窓口です。）		農業委員会 (3階)
<input type="checkbox"/>	農地の所有者	相続登記後に届出が必要です。		
<input type="checkbox"/>	山林・原野の所有者	相続登記後に届出が必要です。	農林課 (3階)	338
<input type="checkbox"/>	市営住宅入居者等	市営住宅入居者や保証人だった場合は届出が必要です。	(株)寿広 0192-27-8088	

※この一覧はご逝去に伴う手続きのすべてを網羅しているものではありません。